

株式上場に向けた郵政事業の課題

— ユニバーサルサービスの確保、経営基盤の強化等の調和 —

総務委員会調査室 橋本 賢治

はじめに

小泉純一郎内閣が平成17年の第162回国会（常会）に提出し、衆議院で可決又は修正議決された郵政民営化関連6法案¹は、参議院で否決された。その後、郵政民営化の是非を争点とした衆議院解散・第44回衆議院議員総選挙で多数を獲得した自由民主党・公明党連立内閣は第163回国会（特別会）において改めて郵政民営化関連6法案を提出し、成立させた（同年10月14日）。その結果、平成19年10月1日に日本郵政公社（以下「公社」という。）は解散し、持株会社である日本郵政株式会社及びその下に設立された4事業会社（郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行（商号は㈱ゆうちょ銀行）、郵便保険会社（商号は㈱かんぽ生命保険））という経営体制で郵政事業の民営化がスタートした²。なお、以下では、郵便貯金銀行及び郵便保険会社を総称して「金融2社」という。

民営化開始以来7年余が経過した。この間、平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙後に成立した民主党・社会民主党・国民新党の3党連立³の鳩山由紀夫内閣等による郵政事業の抜本的な見直しの動きがあった⁴が、第180回国会（常会）で民主党・自由民主党・公明党所属議員発議による「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下「郵政民営化法等改正法」という。）が成立した（平成24年4月27日）ことにより、当初の制度設計は変更された⁵。経営体制については、同年10月1日に郵便局株式会社が郵便事業株式会社を吸収合併し、商号を日本郵便株式会社と改めた。

民営化の次の段階として、政府保有の日本郵政株式会社等の株式が平成27年秋にも東京証券取引所に上場される見込みである。

そこで、本稿においては、日本郵政株式会社の株式上場の意義、課題等について整理し、検討を行うこととする。

1. 郵政株式上場についての法制度

（1）郵政民営化法制定当初の仕組み

民営化により、政府が日本郵政株式会社の全株式を保有し、日本郵政株式会社が4事業会社の全株式を保有することとなった。

4事業会社のうち、郵便事業株式会社は、万国郵便条約に基づく郵便のユニバーサルサービス⁶義務を課されていた（旧・郵政民営化法第5条第2項第2号、旧・郵便法第2条、旧・郵便事業株式会社法第1条）ことから、株式会社ではあっても、郵便事業株式会社法に基づく特殊会社として位置付けられるとともに、その窓口業務を郵便局株式会社へ委託することが義務付けられていた（旧・郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条第1項）。また、郵便局株式会社は郵便窓口業務の実施、郵便局ネットワークの確保という公共的役

割を担うことから、郵便局株式会社法に基づく特殊会社として位置付けられた。このため、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社については、日本郵政株式会社が全株式を保有し続けることとされた（旧・日本郵政株式会社法第5条）。

一方、日本郵政株式会社及び金融2社の株式については、民営化を進めるため、段階的に処分することとされた。具体的には、平成19年9月10日に認可された「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」において、日本郵政株式会社は平成22年度の金融2社の株式上場を目指し、5年間で処分する方針が示されており、日本郵政株式会社自身の株式もこれに併せて上場を目指すこととされた。このように、当時は、完全民営化実現のため、遅くとも「平成29年9月30日まで」（旧・郵政民営化法第7条第2項）と処分期限が定められていたことから、日本郵政株式会社がどのようにして金融2社の全株式を処分するかが優先課題となっていた。

日本郵政株式会社の株式については、郵便事業株式会社による郵便のユニバーサルサービス提供や郵便局株式会社による郵便窓口業務の提供という政策目的を実現するため、政府が日本郵政株式会社の株式の3分の1超を保有し続けるものの、3分の2未満はできる限り早期に処分するよう努めるものとされていた（旧・日本郵政株式会社法附則第3条）。なお、同条には、「できる限り早期に」と定められており、具体的な期限は示されていないことから、必ずしも平成29年9月30日までに処分しなければならないものではなかった。

その後、平成20年9月のリーマン・ショック後の金融危機を受け、西川善文日本郵政株式会社社長（当時）は、金融情勢の大きな変化、実体経済の急悪化等から考えると、平成22年度の株式上場は大変難しい状況となっているとの認識を示していた⁷。

また、鳩山内閣への政権交代後、第173回国会（臨時会）において「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」が成立した（平成21年12月4日）ことにより、日本郵政株式会社等の株式の処分は停止された⁸。

ここで、「処分」とは、国の信用と関与を断ち切ることであり、その方法としては売却が典型的であるが、ほかに処分型の信託、自社株買い等がある⁹。また、「株式の3分の1超を保有」するということは、株主総会における特別決議（定款変更、事業譲渡、合併等の組織・再編行為等の会社の基礎の変更、株式の併合等の株主の地位に関する事項、特定の株主からの自己株式取得等の株主の利害に関する事項等）を阻止することができるという意義がある（会社法第309条第2項）。

（2）郵政民営化法等改正法による仕組み

ア 郵政民営化法等の改正理由

郵政民営化法等を改正した主な理由は次のとおりである。

（ア）経営形態の再編による分社化の弊害解消

改正前の郵政民営化法により公社は日本郵政株式会社及び4事業会社に分社化された結果、①総合担務（利用者の利便性向上のため外務職員が1日の勤務の中で、郵便、貯金、保険の三事業を担当すること）が廃止され、また郵便事業株式会社は金融2社の業務委託を受けていないことにより、配達途中の郵便集配社員に貯金の依頼等ができなく

なったこと、②郵便物の不着申告について郵便局に問い合わせても、配達を行っているのは郵便事業株式会社であるため、要領を得ないこと、③運送事業の登録を受けていない郵便局株式会社の社員は小包の集荷ができず、機動的な集荷サービスが期待できなくなったこと等、郵便局における一元的対応が損なわれた事態が生じていた。

こうした事態に対しては、郵便局株式会社等により一定の措置¹⁰がとられてきたが、より抜本的な解決策として郵便局株式会社が郵便事業株式会社を合併する法改正を行うことにより、郵便窓口とゆうゆう窓口の一本化、郵便配達職員による通帳預かりサービス等の実施が可能となった。

(イ) 金融のユニバーサルサービスの法律による義務付け

改正前の郵政民営化法では平成29年9月30日までに日本郵政株式会社が金融2社の全株式を処分した以降、金融2社が郵便局株式会社に業務委託するか否かは両社の経営判断によることとされていたこと等から、郵便局における金融のユニバーサルサービス確保に懸念が生じていた¹¹。

そのため、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し、これまでの郵便業務に加え、貯金・保険の基本的サービスも郵便局において一体的に提供する責務を課すこととした。具体的には、①日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、②郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な発揮、③政府が郵政事業に係る基本的役務の確保のために必要な措置を講ずることを規定した（郵政民営化法第7条の2及び第7条の3。日本郵便株式会社法第6条及び第7条）。なお、飽くまでも(株)ゆうちょ銀行は銀行法に基づく銀行、(株)かんぽ生命保険は保険業法に基づく生命保険会社であり、両社には金融のユニバーサルサービス義務は課されていない。

イ 日本郵政株式会社の株式の処分

政府は、日本郵政株式会社の全株式を保有しているが、3分の1超の保有を継続するものの、それ以外の株式について、改正前の法律では早期処分努力義務とされていたが、早期処分義務に改められた（日本郵政株式会社法附則第3条）。

なお、商号変更後の日本郵便株式会社の全株式についても、引き続き日本郵政株式会社が保有することとされている（日本郵政株式会社法第1条及び第6条）。

ウ 金融2社の株式の処分

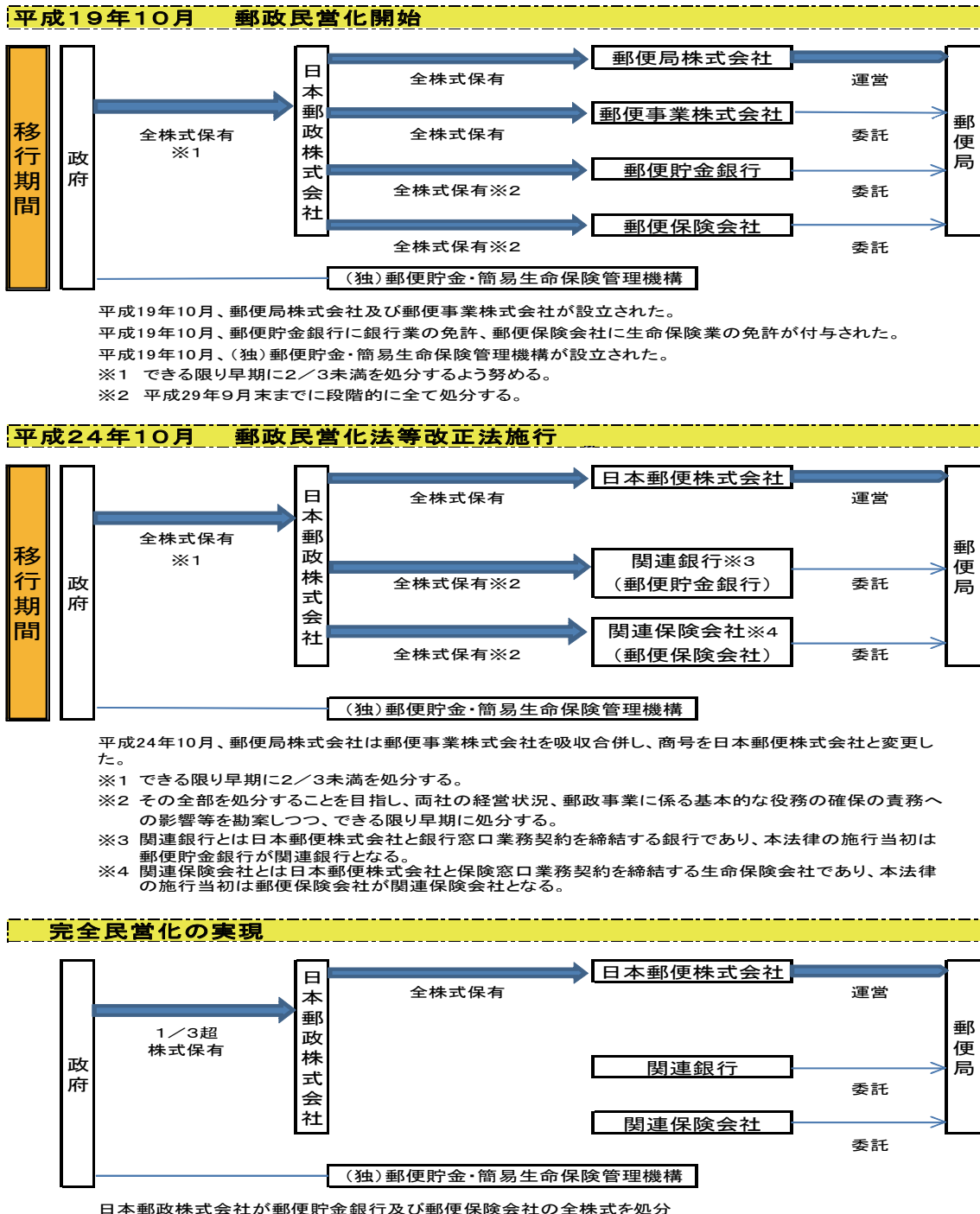
日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式については、全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされた（郵政民営化法第7条第2項）。改正前の法律に定められていた処分期限については、発議者から、日本郵政株式会社の経営判断に一定の制約を加えることになり、ユニバーサルサービスの確保と両立させることは難しいことから廃止するとの説明があった¹²。また、「できる限り早期に」という期限について、

3年以内、5年以内といった具体的な時期のイメージは、明確には示されなかった¹³。このため、民営化推進論者からは、期限廃止により処分がいつ完了するか不明であり、完全民営化が達成しないのではないかと懸念が示されている¹⁴。

(3) 民営化のスケジュール

郵政民営化の過去・現在・未来を図式化すると、図1のとおりである。

図1 郵政民営化のスケジュール



(出所) 日本郵政株式会社資料等を基に作成

2. 日本郵政グループの経営の現状等

株式上場の前提となる日本郵政グループ各社の経営の現状等は次のとおりである。

(1) 日本郵政グループの決算

日本郵政グループの決算の推移は表1のとおりである。

表1 日本郵政グループの決算の推移（平成19年度～平成25年度）

平成19年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	10兆0.979億円	1,371億円	1兆0.683億円	6,343億円	1兆3,289億円	7兆6,868億円
経常利益	4,387億円	378億円	1,137億円	185億円	2,561億円	119億円
当期純利益	2,772億円	425億円	694億円	46億円	1,521億円	76億円
平成20年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	19兆9,617億円	3,071億円	1兆8,874億円	1兆3,261億円	2兆4,885億円	15兆5,337億円
経常利益	8,305億円	1,099億円	589億円	838億円	3,852億円	2,142億円
当期純利益	4,227億円	1,090億円	298億円	408億円	2,293億円	383億円
平成21年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	18兆7,736億円	3,211億円	1兆8,350億円	1兆2,937億円	2兆2,079億円	14兆5,916億円
経常利益	1兆0,072億円	1,471億円	569億円	624億円	4,942億円	3,796億円
当期純利益	4,502億円	1,453億円	▲474億円	329億円	2,967億円	701億円
平成22年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	17兆4,689億円	3,093億円	1兆8,032億円	1兆2,849億円	2兆2,053億円	13兆3,754億円
経常利益	9,569億円	1,434億円	▲890億円	582億円	5,265億円	4,222億円
当期純利益	4,189億円	1,536億円	▲354億円	306億円	3,163億円	772億円
平成23年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	郵便事業株式 会社(単体)	郵便局株式会 社(単体)	(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	16兆6,614億円	2,911億円	1兆7,872億円	1兆2,362億円	2兆2,345億円	12兆5,386億円
経常利益	1兆1,768億円	1,357億円	▲100億円	427億円	5,762億円	5,313億円
当期純利益	4,689億円	1,514億円	▲45億円	188億円	3,348億円	677億円
平成24年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	日本郵便株式会社(単体)		(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
			(郵便事業)	(郵便局事業)		
経常収益	15兆8,491億円	2,687億円	1兆7,731億円	1兆2,103億円	2兆1,258億円	11兆8,349億円
経常利益	1兆2,250億円	1,256億円	478億円	322億円	5,935億円	5,293億円
当期純利益	5,627億円	1,452億円	311億円	289億円	3,739億円	910億円
平成25年度決算						
	日本郵政グループ (連結合計)	日本郵政株式 会社(単体)	日本郵便株式会社(単体)		(株)ゆうちょ銀行 (単体)	(株)かんぽ生命 保険(単体)
経常収益	15兆2,401億円	2,763億円	2兆7,924億円		2兆0,763億円	11兆2,339億円
経常利益	1兆1,036億円	1,478億円	525億円		5,650億円	4,635億円
当期純利益	4,790億円	1,550億円	329億円		3,546億円	634億円

注1 億円未満は切捨てである。

注2 ▲は赤字を示す。

注3 連結合計値と単体計数の合計値とは、他の連結処理があるため、一致しない。

注4 平成19年度決算は平成19年10月1日から平成20年3月31日までの半年決算である。

注5 平成23年度決算のうち、日本郵政グループ(連結合計)の当期純利益は税制改正に伴う繰延税金資産の取崩し等による影響(▲330億円)がある。

注6 平成24年度決算のうち、日本郵便株式会社については前年度決算までと比較するため、事業別の決算を掲げた。

(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

日本郵政グループ（連結）は、経常収益が減少しており、これに対して経常費用を削減することにより経常利益を確保するという、縮小均衡に陥っている状況である。将来の収益を増加させる施策が不可欠である。

ここで、日本郵政グループ決算（連結）の純利益において金融2社が占める割合をまとめると、表2のとおりである。

表2 日本郵政グループ決算（連結）の純利益において金融2社が占める割合

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日本郵政グループ連結の純利益(A)	2,772億円	4,227億円	4,502億円	4,189億円	4,689億円	5,627億円	4,790億円
金融2社の純利益(B)	1,598億円	2,676億円	3,668億円	3,936億円	4,025億円	4,649億円	4,180億円
金融2社が占める割合(B/A)	57.6%	63.3%	81.5%	94.0%	85.8%	82.6%	87.3%

注1 億円未満は切捨てである。

注2 平成19年度決算は平成19年10月1日から平成20年3月31日までの半年決算である。

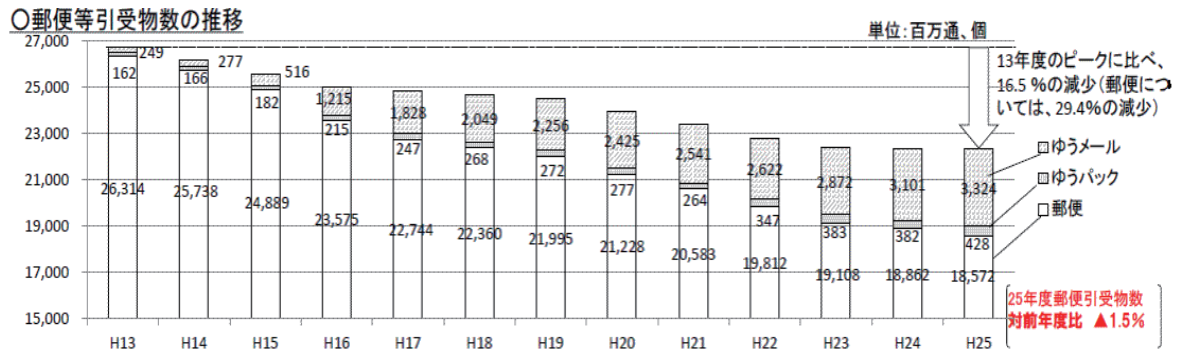
(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

(2) 日本郵便株式会社の経営状況

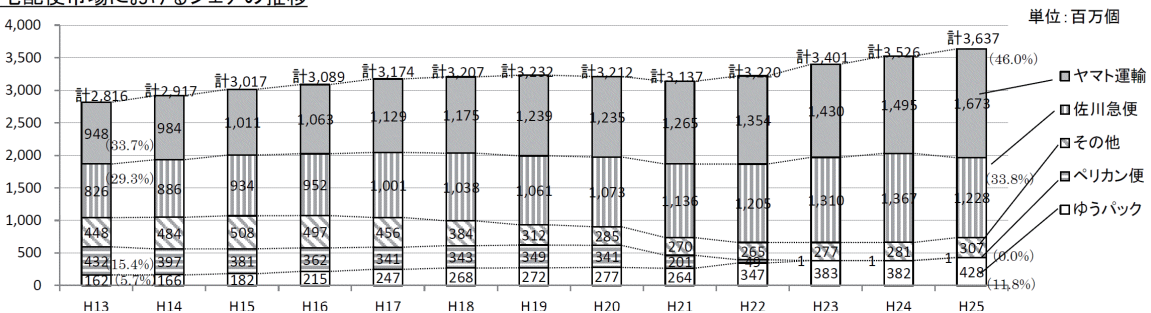
ア 概況

日本郵便株式会社の経営状況のうち、郵便引受物数及び宅配便市場におけるシェアの推移は、図2のとおりである。

図2 郵便引受物数等の推移



○宅配便市場におけるシェアの推移



(出所) 総務省資料

図2についての総務省の説明は次のとおりである。

- ① 郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成25年度はピークと比べ、29.4%減少している（荷物も含めた総引受物数については、平成13年度のピークと比べ、16.5%減少している）。

② 宅配便市場については、平成25年度における全体の取扱個数は増加した。ゆうパックの取扱個数も増加し、シェアも上がる。ヤマト運輸株式会社及び佐川急便株式会社の2社合計のシェアが合計79.8%である一方、日本郵便株式会社のシェアは11.8%である。

なお、郵便事業の詳細な動向については、拙稿「郵便事業をめぐる現状と課題」(『立法と調査』318号(平23.7))を参照されたい。

イ 新規業務

日本郵便株式会社の近年における主な新規業務は、まず、平成25年3月21日にグランドオープンしたJPタワーを始めとする不動産事業が挙げられる。この狙いは、郵便・物流ネットワーク再編等により新たに生じた未利用資産を不動産事業(ビル事業、住宅事業等)に活用し、郵政グループの長期的・持続的な柱として育成することである。次に、同年10月1日に開始された郵便局の「みまもりサービス」が挙げられる。これは、郵便局社員が顧客宅を訪問し、生活状況を確認し、その結果を顧客指定の報告先に知らせるサービスである。さらに、国際宅配便事業への進出のため、平成26年9月26日にフランス共和国のジオポスト及び香港のレントングループとの資本・業務提携で合意した。

ウ 信書便事業との関係

平成15年4月1日に、公社が発足するとともに、「民間事業者による信書の送達に関する法律」(以下「信書便法」という。)が施行され、民間事業者による信書の取扱いが開始された。信書便事業への民間事業者の参入については、短時間送達等の特定サービスを提供する特定信書便事業へはこれまでに431者の参入(平成26年10月31日現在)があるものの、全国全面参入型の一般信書便事業については、事業者の参入がない。

こうした状況の下において、郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会等が検討を行ってきたが、抜本的な対策はとられていない。その後、平成25年1月に発足した政府の規制改革会議は、6月5日に規制改革に関する答申を公表したが、この中で「信書便市場の競争促進」が挙げられており、「郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等」について平成25年度に検討を行い、結論を得ることとされた。

これを受け、同年10月1日、新藤義孝総務大臣(当時)は情報通信審議会に対し、「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問した。本件については、同審議会の下に置かれた郵政政策部会において検討が行われた結果、一般信書便事業の参入要件は既に十分明確であり、現段階で更に明確化すべき参入要件は無いものと考えられる等を内容とする中間答申が平成26年3月12日に行われた。また、第2次中間答申が12月4日に行われた。最終答申は平成27年7月にまと

められる予定である。

中間答申において、特定信書便事業のうち、①1号役務（長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの）の大きさ等の基準、②3号役務（料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内における役務は1,000円）を超えるもの）の料金の基準について見直しを行い、業務範囲を拡大することが取り上げられたことを受け、第2次中間答申において、①3辺の合計が73cmを超える信書便物を1号役務の範囲に追加する、②3号役務の料金の基準を現行の1,000円超から800円超に引き下げるものとされた。この内容を含んだ信書便法等の改正案が次期常会に提出される見込みである。

郵便事業株式会社は平成21年度から平成23年度までの決算において3年連続赤字を計上したことにみられるように、その経営改善が求められていた。郵便事業株式会社を承継する日本郵便株式会社の経営に対し、郵便のユニバーサルサービスの在り方、信書便事業の内容は大きな影響を与えるものであることから、コスト負担を含め、その在り方等について早急に結論を得ることが期待されている。

なお、信書便事業の詳細な動向については、拙稿「信書便事業をめぐる現状と課題」（『立法と調査』321号（平23.10））を参照されたい。

(3) 株式会社ゆうちょ銀行の経営状況

ア 概況

株式会社ゆうちょ銀行の経営状況のうち、預貯金残高の推移は図3のとおりである。

図3 株式会社ゆうちょ銀行の預貯金残高の推移

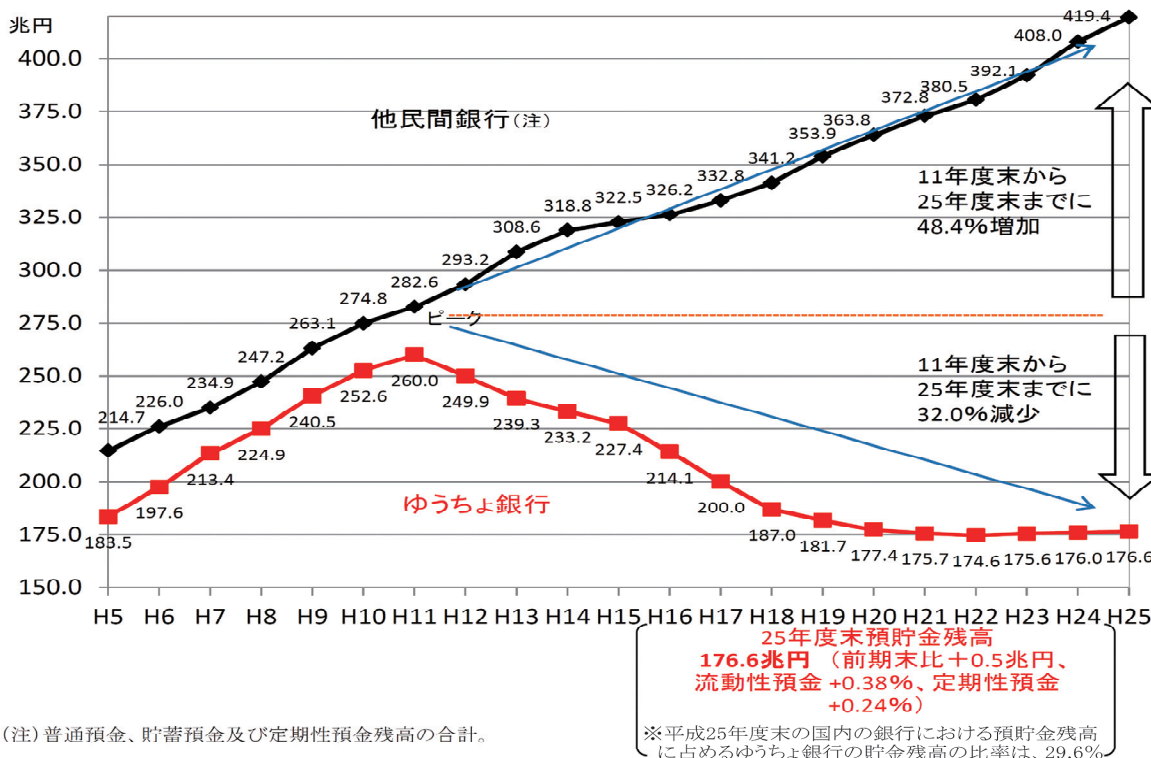


図3についての総務省の説明は次のとおりである。

- ① 預貯金残高は、平成12年度から平成22年度までは、他の民間銀行が増加する一方、**㈱ゆうちょ銀行**は減少傾向である。
- ② 預貯金残高は、平成25年度末で176.6兆円（前期末より0.5兆円増）である。平成11年度末から83.4兆円、32.0%減少している。
- ③ 収益確保を図るためには、運用資産の多様化が必要である。

イ 新規業務

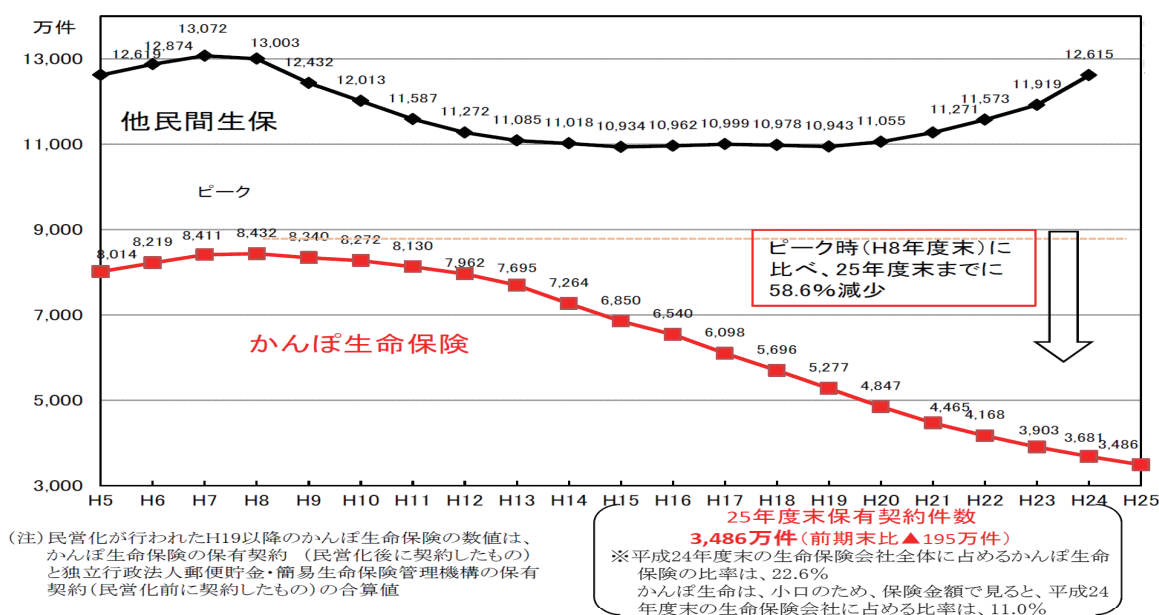
㈱ゆうちょ銀行の新規業務については郵政民営化法の認可及び銀行法の承認が必要である。平成24年9月3日、国民の利便性向上、会社の経営安定等の観点から**㈱ゆうちょ銀行**は、①個人向けローン（住宅ローン、教育ローン等）、②損害保険募集（住宅ローンに付随する火災保険の代理店販売）、③法人向け（相対）貸付（大企業・ふるさと小包事業者等）を認可申請した。この申請については郵政民営化法上の認可及び銀行法上の承認を行うか総務省と金融庁が審査中である。

（4）㈱かんぽ生命保険の経営状況

ア 概況

㈱かんぽ生命保険の経営状況のうち、保有契約件数の推移は図4のとおりである。

図4 ㈱かんぽ生命保険の保有契約件数の推移



(出所) 総務省資料

図4についての総務省の説明は次のとおりである。

- ① ㈱かんぽ生命保険の保有契約件数（年金保険を除く。）は、平成8年度以降、減少している。
- ② 他の民間生保は、がん保険、医療保険など、第三分野の保険¹⁵を伸ばすことによって近年回復傾向にある。一方、㈱かんぽ生命保険は、養老保険など、従来型の保

険が中心であり、減少傾向が続いており、平成8年度末のピークから、4,946万件、58.6%減少している（17年連続減少）。

③ 商品性の見直しが急務となっている。

イ 新規業務等

㈱かんぼ生命保険の新規業務については郵政民営化法の認可及び保険業法の認可が必要である。平成24年9月3日、国民の利便性向上、会社の経営安定等の観点から㈱かんぼ生命保険は、学資保険の改定（子供の死亡時に親に支払う保険金を無くし、保険料を低額化（貯蓄性を向上））を認可申請した。この申請については、総務省・金融庁による郵政民営化法の認可を得たが、その際に付けられた条件（保険金請求案内漏れへの対応等）について平成26年1月24日に金融庁長官及び総務大臣の承認を得られたことから、保険業法の認可が得られた。㈱かんぼ生命保険は4月2日から取扱いを開始した。

また、第三分野の保険、特にがん保険に関して、㈱かんぼ生命保険は、平成20年2月22日、①商品開発、②事務・システムの構築、③リスク管理上の方策等を内容とする業務提携を行うことで日本生命保険相互会社と合意し¹⁶、共同してがん保険の商品開発に取り組んできた。アメリカンファミリー生命保険会社（以下「アフラック」という。）が圧倒的なシェアを占める市場において、適切な競争を通じて市場の活性化を図るという目的があった。このため、㈱かんぼ生命保険は平成21年3月19日に加入限度額管理の枠組みを改正する政令改正要望を行ったが、この要望は認められない状況が続いていた。

こうした状況の下、㈱かんぼ生命保険をめぐっては、平成24年2月の日米局長級協議以降、アメリカ合衆国政府から、「牛肉」、「自動車」、「保険・急送便」について関係者の懸念事項が伝えられた。具体的には日本で高いシェアを有するアフラックのがん保険等が想定される。㈱かんぼ生命保険が政府との資本関係を断ち切れていないことに対し、競争条件が対等でないと指摘がある。これに関し、同年5月8日、齋藤次郎日本郵政株式会社社長（当時）は、アメリカ合衆国の保険会社が難色を示しているがん保険には当面参入しない旨述べた¹⁷。また、平成25年2月、安倍晋三内閣総理大臣はバラク・オバマ大統領と首脳会談を実施し、「自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処することを含め、なされるべき更なる作業が残されている」との日米共同声明を公表した。現在のところ、保険分野に関する具体的な交渉内容は明らかにされていない。

同年7月26日、日本郵政株式会社はアフラックとの間で、①日本郵便株式会社におけるがん保険の取扱局の拡大、②㈱かんぼ生命保険におけるアフラックのがん保険の新規取扱開始等で業務提携することで合意した。この合意に基づき、平成26年4月16日、㈱かんぼ生命保険がアフラックのがん保険の受託販売等の新規業務について認可申請したところ、同年6月27日、金融庁及び総務省はこれを認可した。また、10月1日から日本郵便株式会社と㈱かんぼ生命保険は、アフラックが日本郵政グループ向けに開発した新たながん保険（JPオリジナルプラン）等の販売を開始した。

しかし、日本生命保険相互会社との業務提携がある状況下で日本郵政株式会社がアフラックと業務提携を行ったことは予想外の出来事であった。「国有保険事業を批判して

いた外資との販売網全面開放と商品開発の優先提携は公正さを欠き、米国の顔色をうかがうTPP交渉への手土産と映る」¹⁸との批判があり、日本生命保険相互会社は、今回の話は遺憾とコメントし、提携の見直しも示唆したと報道されている¹⁹。

(5) 金融2社の業務委託手数料に対する消費税課税問題

民営・分社化により金融2社は、郵便局株式会社（現・日本郵便株式会社）に金融窓口業務を委託することとされた（郵政民営化法第98条第2項第2号及び第130条第2項）。その際に業務委託手数料が必要とされるが、同手数料に対し、消費税が課税され、年間約500億円にも上っており²⁰、両社の経営に大きな負担となっている²¹。平成26年4月からの消費税率引上げで負担は更に増大している。民間金融機関は通常、自らの支店で業務を行うため、このような手数料は生じない。

日本郵政株式会社及び総務省は平成17年度から平成26年度の税制改正において、分社化は政府の判断であり、他の金融機関にない負担が発生し、競争上著しく不利であるとして、当該消費税の非課税化を要望してきたが、認められなかった。平成27年度の税制改正においては、この消費税について仕入税額控除の特例措置を創設することを要望している。

(6) 中期経営計画等

平成24年10月1日、日本郵政株式会社は、郵便事業開始から創業150周年にあたる2021年（平成33年）に向け、「郵政グループビジョン2021」を策定し、サービス、マネジメント及び社風の3つの改革を掲げた。日本郵政グループは「総合生活支援企業グループ」を目指し、「安全、安心、信頼、便利」の拠点としての機能的な郵便局ネットワークを創造することに取り組むとしている。

また、平成26年2月26日には、民営化後初の「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2016～」(以下「中期経営計画」という。)を策定した。中期経営計画は、「郵政グループビジョン2021」をベースとし、具体的な経営戦略、実施施策、損益目標、投資計画などを盛り込んで策定したものと位置付けられており、2014年度（平成26年度）から2016年度（平成28年度）を計画期間としている。主要テーマは「新郵政ネットワーク創造プラン」であり、郵便局ネットワークと金融2社が有機的に結合することで、新たな郵政グループの形を創り上げることを意味している。将来的には顧客の生活と人生を支える「トータル生活サポート企業」として顧客や地域・社会に貢献するネットワークへ発展していくことを目指すとしている。さらに、3つの柱（①主要三事業の収益力と経営基盤を強化、②ユニバーサルサービスの責務を遂行、③上場を見据えグループ企業価値を向上）から成る中期的なグループ経営方針等が示されている。

日本郵政グループの強みとしては、①大きな潜在能力、②きめ細やかなネットワークと安心と信頼のブランドが挙げられている。前者については、(i)事業規模（日本郵便株式会社の郵便・物流事業収益は1兆7,500億円、(株)ゆうちょ銀行の貯金残高は177.0兆円、(株)かんぽ生命保険の総資産は90.4兆円）、(ii)全国規模の拠点（約2万4,000の郵便局、約43万人の従業員）が、後者については、(i)地域の顧客・企業から信頼される郵便局ブラン

ド、(ii)過疎地において郵便局ネットワーク水準を維持、(iii)全国約18万本の郵便ポストの設置、(iv)全国に設置される約2万6,000台のATMネットワークが例示されている²²。

この中期経営計画について、総務省からは、堅実で戦略的に将来を見通した計画として評価しているとの見解が述べられた²³。

3. 株式上場についての課題等

(1) 株式処分に関する国会論議

「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」の審議時において自見庄三郎郵政改革担当・金融担当大臣（当時）から、政府は、日本郵政株式会社の経営状況、収益の見通し等を注視しつつ株式処分の在り方を検討していく旨の見通しが述べられた²⁴。また、日本郵政株式会社の株式の処分に当たっては、国民全てが平等に購入できる株式上場の形を取ることが重要であるとの答弁が川端達夫総務大臣（当時）からあった²⁵。

さらに、委員から、株式公開の国民的意義に鑑み、地方公共団体、年金基金など、公的機関が適切な比率を保有するよう誘導し、会社の全国民的な運営と監視を保障すること等の提言があった²⁶。

平成24年4月26日に可決された同法案に対する参議院総務委員会の附帯決議のうち、株式処分に関する項目は次のとおりである²⁷。

二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること。

(2) 政府の検討状況

平成26年4月14日、麻生太郎財務大臣は日本郵政株式会社の株式の処分について財政制度等審議会に諮問した。同審議会は国有財産分科会において審議を行った結果、6月5日に、①日本郵政株式会社の株式の売却については、公正な価格・方法により行う、②証券・金融市場の動向等に特段の配慮をし、売却時期、売却規模等は慎重に判断する、③政府及び日本郵政株式会社は、金融2社の株式の売却の在り方が日本郵政株式会社の株式価値の毀損につながらないように、適切に対応すべきである、④主幹事証券会社選定の際には、その引受能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要がある等を内容とする答申をまとめた。このうち、売却方法はブックビルディング方式（投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて売出価格を決定するもの）が適当であることが述べられている。

同年10月1日に主幹事証券会社として野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社等の11社が選定された。このうち、より充実した国内販売網を構築するという観点から、地域に根差した販売網を有する証券会社（国内特定区分）として岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社が選定された。今後、政府、日本郵政株式会社及び主幹事証

券会社が上場の準備を行い、東京証券取引所において、①株式上場の形式要件（株主数、流通株式、時価総額等）、②適格要件（企業の継続性及び収益性、企業経営の健全性、企業のコーポレートガバナンス及び内部管理体制の有効性等）等について審査が行われることになる。

（３）株式上場についての諸課題

ア 日本郵政株式会社の株式と金融２社の株式の上場の順序

日本郵政株式会社と金融２社の株式の処分については、どちらかを先に処分するという規定はない。したがって、日本郵政株式会社の株式と金融２社の株式の上場の順序については、政府及び日本郵政株式会社の経営判断に任されていると考えられる。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」附則第14条により、日本郵政株式会社の株式売却収入のうち、平成34年度までの収入については東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされている。一方、金融２社の株式処分については、日本郵政株式会社の経営判断による。

今後の株式処分のスケジュールについては、第88回郵政民営化委員会（平成24年10月29日）において日本郵政グループから、①日本郵政株式会社は3年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政株式会社の株式の上場が可能となるよう体制の整備を図る、②金融２社については、政府が日本郵政株式会社の株式の2分の1を処分するまでに方針を明確化することが示された。これによれば、日本郵政株式会社は平成27年秋にも株式上場する見通しである。

この背景として、表2のとおり、日本郵政株式会社の連結決算の純利益において金融２社の占める割合が80%を超えており、資本関係のなくなった金融２社が増益しても日本郵政株式会社はその好業績の恩恵を何ら受けられない旨の指摘²⁸があるように、金融２社の株式を先に上場すれば、金融２社の保有持株数が減少した日本郵政株式会社の企業価値が低く評価されることになることが考えられる。

その後、平成26年10月22日、西室泰三日本郵政株式会社社長は、まず日本郵政株式会社の株式を上場し、間を置かず金融２社の株式の上場を検討している旨発言している。その理由は、①今回、日本郵政株式会社だけの上場で終わった場合、金融２社の上場は4、5年先になる、②金融２社を上場会社にして、株式価値を上げることにより、郵政グループ全体の効率的な資産運用ができ、将来に対する期待が高まると考えているということである。また、同年12月23日には、日本郵政株式会社は、金融２社の株式も日本郵政株式会社の株式と同時に平成27年秋に上場すること、初回の売却割合は3社とも全株式の1割程度とすること等を内容とする上場計画を年内に公表すると報道された²⁹。

イ 金融２社の全株式処分の可能性

郵政民営化法等改正法により日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は郵便のほか、金融のユニバーサルサービス義務も課された（日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条）。具体的には日本郵便株式会社と銀行窓口業務契約を締結する

銀行（関連銀行）、保険窓口業務契約を締結する生命保険会社（関連保険会社）を必ず届け出なければならないこととされている（日本郵便株式会社法第7条）。郵政民営化法等改正法施行（平成24年10月1日）当初は㈱ゆうちょ銀行が関連銀行となり、㈱かんぽ生命保険が関連保険会社となることとされている（郵政民営化法第176条の4第6項）。

しかし、他の銀行・生命保険会社が関連銀行・関連保険会社になる可能性は極めて低いと考えられる。その理由は、次のとおりである。近年、銀行は不採算地域からの支店の撤退を進めている。例えば、全国規模の支店網を有する都市銀行でさえ沖縄県に支店を設置しているのは㈱みずほ銀行のみである³⁰。生命保険会社については、最大手の日本生命保険相互会社でさえ支社数は113社（平成26年3月末現在）であり、保険の加入や保険金の請求は日常的に発生する業務ではない上、顧客からの要望によりサービス専門職員が訪問する体制が整備されている。したがって、全国津々浦々に設置されている2万余の郵便局と窓口業務契約を結ぶ動機が想定されない。また、関連銀行・関連保険会社は日本郵便株式会社に窓口業務を委託しなければならず、業務委託手数料及びこれに対する消費税を課される。さらに、そもそも日本生命保険相互会社等の相互会社形態の生命保険会社は関連保険会社にはなれない（日本郵便株式会社法第2条第3項）。

株式保有と業務委託契約の継続は必ずしも直結するものではないものの、日本郵政株式会社が金融2社の全株式を処分した場合、金融2社は窓口業務契約を継続するか疑問である。こうしたことから金融2社の全株式処分は可能かとの懸念がある。

ウ 日本郵政株式会社の株式上場のための企業価値の向上策等

（ア）日本郵政株式会社の資本政策

平成26年9月29日、日本郵政株式会社は資本政策を公表した。その内容は、①日本郵政株式会社が日本郵便株式会社による6,000億円の増資を引き受けるとともに、成長のための投資の財源を確保する、②日本郵政株式会社が抱える7,000億円弱の「整理資源」（1958年（昭和33年）以前から郵政事業に携わっていた者に支払う恩給相当の負担）につき退職給付信託を設定し、オフバランス化（貸借対照表から消去）することにより、日本郵政株式会社のバランスシートを整備するとともに、キャッシュフローを改善する、③これらの資金は、㈱ゆうちょ銀行が、日本郵政株式会社が保有する㈱ゆうちょ銀行株式のうち1兆3,000億円相当（発行済株式総数の16.67%）につき、自己株式の取得を行うことにより調達するというものである。翌9月30日、この政策は実施された。

しかし、この資本政策については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成26事業年度事業計画に全く触れられていないこと、平成26年6月30日に日本郵政株式会社が総務大臣に提出した「日本郵政株式会社法第12条に基づく書類」においても、金融2社の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を行う旨述べられていたことから唐突感があった。これに対し、高市早苗総務大臣から、①一連の資本政策は日本郵政株式会社の経営判断である、②日本郵便株式会社の増資については総務大臣が認可した、③日本郵政グループ全体の企業価値が高まるものと理解しているとの答弁があった³¹。

(イ) 日本郵便株式会社の企業価値の向上策等

日本郵便株式会社は現在及び将来とも日本郵政株式会社の完全子会社であることから、日本郵便株式会社の企業価値の向上は日本郵政株式会社の企業価値の向上となる。

日本郵便株式会社は、民営化後、設備投資が十分には実施できなかったため、設備は老朽化し、限界に来ているとの認識の下、郵便・物流ネットワーク再編、不動産開発事業の展開等を行うことを目的として、平成26年9月16日に日本郵便株式会社法第9条第1項の規定に基づく新株を引き受ける者の募集について認可申請した。同年9月29日、総務省がこれを認可した結果、日本郵政株式会社が日本郵便株式会社に対し6,000億円払い込み、日本郵便株式会社の資本金及び資本準備金はそれぞれ3,000億円増加した。

また、中期経営計画においては、主要三事業のうち、郵便・物流事業においては、収益力の強化（3年間でゆうパック取扱個数5億個、ゆうメール取扱物数40億個を達成）、成長のための投資（郵便・物流ネットワーク再編、次世代郵便情報システムの開発）が挙げられている。さらに、日本郵便株式会社は新たな事業展開として、①不動産事業（グループが保有する立地性に優れた不動産の積極活用により年間200億円規模の営業収益を目指す）、②物販事業（取扱商品の拡大、eコマース等販売チャネルの拡大により年間200億円規模の営業収益を目指す）、③金融受託事業（がん保険などの提携金融商品の取扱局を全国に順次拡大）を展開し、収益源の多様化を目指すとしている。

これに加え、政府の「インフラシステム輸出戦略」の一環として、日本型郵便インフラシステムの海外展開という総務省の取組も日本郵便株式会社の企業価値を向上させると言える。平成26年度にはミャンマー連邦共和国への本格的な協力事業が開始され、ベトナム社会主義共和国の間でも実務的協議を開始した。

一方、ユニバーサルサービスは不採算地域においても他の地域と同様のサービスを提供することから、郵便・金融のユニバーサルサービスを課されている日本郵便株式会社は赤字体質から免れない。このほか、日本郵便株式会社は、第三種郵便物³²、第四種郵便物³³の政策的低料金でのサービスも提供している。これに関し、郵政民営化法等改正法により廃止された社会・地域貢献基金の復活を求める意見がある³⁴。社会・地域貢献基金は、郵便事業株式会社が実施する第三種郵便物・第四種郵便物に係る業務等の社会貢献業務及び郵便局株式会社が実施する金融サービス等の地域貢献業務に対し、日本郵政株式会社が積み立てた基金の運用益からそれぞれ社会貢献資金及び地域貢献資金を交付する仕組みである。基金は、日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式の売却益、子会社からの配当収入等の一部から充てられることとされており³⁵、旧・日本郵政株式会社法第13条第2項により1兆円の積立てが義務付けられていたが、602億円余の積立てにとどまった。

同基金の廃止理由について、法案審議の際に発議者は、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社に金融のユニバーサルサービスを義務付けたので、地域貢献業務に対する資金の交付は不要となると説明した³⁶。社会貢献業務については郵便事業株式会社が資金の交付を受けることなく、経営努力により実施してきたことと同様に、日本郵便株式会社の経営努力により実施を期待するとの政府答弁があった³⁷。したがって、今後、日本郵

便株式会社の経営の状況を注視しながら、対応策を検討する必要がある。これに関し、金融2社の株式の売却収入の用途については日本郵政株式会社の経営判断によるものの、法律上義務付けられているユニバーサルサービスのため、確実に用いられることが考慮されるべきであろう。

また、新設された郵政民営化法第7条の3において、金融のユニバーサルサービス維持の具体的な方策は、日本郵政株式会社の責任と経営判断において検討するが、それだけで十分担保できるか不明であることから、政府も必要な措置を講ずるものと規定したとされている³⁸。この「必要な措置」の中には、郵政民営化関連法に基づく制度整備、監督などを含んでおり、政府の日本郵政株式会社に対する資金負担もあり得る旨の答弁があった³⁹。日本郵政株式会社におけるユニバーサルサービス確保のための経営努力を踏まえつつ、本条に基づく政府の支援措置の内容の明確化が求められている。

郵政事業のユニバーサルサービス確保方策については、現在、前述の情報通信審議会の郵政政策部会の中間答申において、コスト算定方法等が取りまとめられている。今後、総務省は詳細なユニバーサルサービスコスト算定モデルを構築することになっている。

エ 金融2社の株式上場のための企業価値の向上策

㈱ゆうちょ銀行には、1,000万円という預入限度額の制限、銀行法の規制がある。㈱かんぽ生命保険には、1,000万円⁴⁰という加入限度額の制限、保険業法の規制がある。また、両社とも郵政民営化法に基づく規制がある。さらに、それぞれ関連銀行・関連保険会社として窓口業務を日本郵便株式会社に委託することとされている。こうした他の銀行・生命保険会社と比べ、不利な規制を受けながらも、金融2社は経営基盤の強化を行わなければならない。金融2社の株式上場に当たっては、中期経営計画に示された次の施策の確実な実施により、いかに企業価値を向上させるかが課題となる。

(ア) ㈱ゆうちょ銀行

中期経営計画においては、主要施策として①収益力の強化（3年間で総貯金残高6兆円の増加、手数料ビジネスの強化、適切なリスク管理の下での運用多様化の促進）、②郵便局ネットワークの活用と新サービスの展開（融資業務（個人・法人向け）の本体参入）、③成長のための投資（経営基盤強化に向けたシステム投資、操作性に優れた新窓口端末の段階的導入）、④マネジメントの刷新・事業継続のための環境整備（人材育成の一層の充実、貯金事務センターへのイメージワークフローシステムの段階的導入及び施設・設備の刷新）が挙げられている。

このうち、②に関して、㈱ゆうちょ銀行が平成24年9月3日に申請した新規業務（個人向けローン、法人向け（相対）貸付等）については、同年12月18日に郵政民営化委員会は条件付きで実施することが適当である旨の意見を述べたにもかかわらず、いまだに認められていない。これについて、高市総務大臣は、現時点では、貸出先の審査・与信管理体制や回収体制について認可するための判断材料が十分に得られていないとの認識を示した⁴¹。金融庁は、現時点で認可の時期や是非を判断する段階ではない旨答弁した⁴²。

(イ) ㈱かんぽ生命保険

中期経営計画においては、主要施策として①成長のための投資（引受から支払まで簡易・迅速・正確な事務・システムを構築し、顧客の契約を管理する態勢を強化、質の高いサービスを提供、ITガバナンスの強化、システム品質・開発生産性の向上）、②収益力の強化（郵便局渉外社員2万人体制により3年間で新契約月額保険料500億円を達成、高齢の顧客が安心して加入できるよう、募集品質を確保、郵便局チャネルの営業力強化、提携商品の活用によるかんぽ直営店チャネルの営業力強化）、③郵便局ネットワークの活用と新サービスの展開（顧客ニーズに応える商品の提供、改定学資保険の販売開始、提携商品を活用した郵便局との関係強化）、④マネジメントの刷新・事業継続のための環境整備（内部管理態勢の強化、統合的リスク管理（ERM）による管理態勢の高度化、資産運用態勢整備による資産ポートフォリオの改善、運用収益の向上、「お客さまの声」を経営に活かす取組の推進、内部監査態勢の強化）が挙げられている。

このうち、③に関して、㈱かんぽ生命保険はアフラックと業務提携したが、アフラック商品の販売にとどまり、自社開発商品の販売に比べ、単位当たりの利益は少ないと考えられる。

むすび

民営化後、郵政民営化によりもたらされると説明されていたメリット（①国民の利便性の向上、②「見えない国民負担」の最小化、③官から民への資金の流れの変化、④小さな政府の実現）が実現したかについては、拙稿「郵政民営化の検証—そのメリットを中心として—」（『立法と調査』第346号（平25.11））を参照されたいが、結論の一端を述べれば、次のとおりである。①国民にとって、郵便局の利便性が向上したかについては、いくつかの新規業務は実施されたものの、他では提供されない独自の新規業務が実施されているとは言えず、「郵便局がもっとも楽しい場になる可能性」⁴³は現時点では余り実感されていないのではないかと。②「見えない国民負担」とされた公社に対する非課税措置等に関しては、日本郵政グループに対して各種の課税措置が実施されるようになった。しかし、逆に日本郵政グループの負担（特に金融2社の日本郵便株式会社への業務委託手数料に対する消費税負担）が経営に影響を与えている。③郵政資金を官から民へ流すということに関しては、公社時代と金融2社の資金の運用状況はほとんど変化がみられない。④については国家公務員身分を有していた公社職員が民間人になり、国家公務員の数は減少した。しかし、元々公社職員の給与には国の税金は投入されていなかったことから、財政面での「小さな政府」の実現には影響しない。このように、現時点においては、国民にとって民営化のメリットはさほど実感されていないと考えられる。

しかし、郵政民営化をめぐるのは、これまで様々な動きがあり、膨大な労力が払われるとともに、多大な費用等が費やされてきた。例えば、第162回国会及び第163回国会における衆参両院で200時間超に及んだ郵政民営化関連6法案の審議、「郵政解散」と第44回衆議院議員総選挙、民営・分社化に伴う費用、民営化当初の郵便局窓口の混乱、簡易郵便局

の一時閉鎖の増加とこれに対処するための委託手数料の引上げ等、かんぽの宿等の売却に対する総務大臣の異議申立てと売却契約解消、宅配便事業に関する郵便事業株式会社と日本通運株式会社の提携を目指したJPEクスプレス株式会社の設立と解散及びこれに伴う荷物の遅配、度重なる経営形態の変更による郵政労働者の疲弊、郵政改革関連3法案の立案と国会審議、民営化に対する見解の対立による郵政事業をめぐる膠着状態、郵政民営化法等改正法の成立に至るまでの各党間協議、郵便局株式会社と郵便事業株式会社の合併に伴う費用等である。こうしたことを考慮すると、メリットがさほど実感されていないからといって、直ちに民営化前の状況に戻すのは現実的ではないと考えられる。

元々、郵政民営化法等は、民営化に伴う効率性、営利性という側面とユニバーサルサービスの提供という公共的側面を含んでいた。これは互いに相反する方向で作用することが多い。例えば、民営化を推進し、日本郵政グループの利益追求を優先すれば、ユニバーサルサービスの提供に支障が生じることになりかねない。一方、ユニバーサルサービスの確保に重点を置けば、日本郵政グループの利益は減少することになる。郵政民営化法等改正法は、郵政事業の抜本的見直しを目的とした郵政改革関連3法案の内容を含みつつ、民営化に対する見解の対立を相互に譲歩して成立したことから、効率性等の側面と公共的側面が対立する潜在的可能性が更に高まった。

今後、郵政事業の民営化を進めるに当たっては、郵便・金融のユニバーサルサービスの着実な実施、日本郵政グループ各社の経営基盤の強化、民業圧迫の回避等に配慮する必要がある。言わば、「二兎を追う者は一兎をも得ず」という事態は許されず、極めて困難ではあるが、「二兎も三兎も追い、かつ、全てを得る」ことが求められているのである。これを調和ある形で周到に実施することが課題となっている。当面、予定されている郵政株式の上場に当たっても、このような観点を考慮する必要があることは言うまでもない⁴⁴。

(はしもと けんじ)

¹ 郵政民営化関連法案提出までの経緯等については、拙稿「郵政民営化法案の審議に向けて」『立法と調査』第246号（平17.3）、郵政民営化関連法案の内容については、久保田正志「行政改革の本丸－郵政民営化関連6法案」『立法と調査』第249号（平17.7）、第162回国会での郵政民営化関連法案の審議の内容については、荒井透雅「第162回国会における郵政民営化関連法案の国会論議」『立法と調査』第251号（平17.11）、法案成立後、民営化までの課題については、拙稿「郵政民営化に向けた今後の課題」『立法と調査』第257号（平18.7）参照

² このほか、公社時代の定期性郵便貯金及び簡易生命保険を新会社の資産から分離し、適正かつ確実に管理するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立された（郵政民営化法第6条第2項）。

³ 平成22年5月30日に社会民主党は政権離脱

⁴ 拙稿「郵政事業の抜本的見直しに向けて～郵政改革関連3法案～」『立法と調査』第305号（平22.6）参照

⁵ 拙稿「郵政民営化法等改正法の成立－郵政事業の見直しに決着－」『立法と調査』第332号（平24.9）参照

⁶ 国民生活に不可欠なサービスであって、誰でもが利用可能な料金など適切な条件で、全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービス（金森久雄ほか編『有斐閣 経済辞典（第4版）』（有斐閣 2002.5）1236頁）

⁷ 第170回国会衆議院総務委員会議録第6号4頁（平20.12.9）

⁸ 瀬戸山順一「転換点を迎えた郵政民営化～郵政株式処分停止法案の国会論議～」『立法と調査』第301号（平22.2）及び拙稿「参議院における郵政株式処分停止法案の審議」『立法と調査』第280号（平20.4）参照

- ⁹ 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第17号38頁（平17.6.21）、第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第14号12頁（平17.6.14）等
- ¹⁰ 郵便局株式会社の担当社員による訪問金融サービスの実施、軽四輪車を用いた集荷等
- ¹¹ 拙稿「郵政民営化後の課題～金融のユニバーサルサービスの確保を中心として～」『立法と調査』第288号（平21.1）参照
- ¹² 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号19頁（平24.4.24）
- ¹³ 第180回国会衆議院郵政改革に関する特別委員会議録第4号17頁（平24.4.11）
- ¹⁴ 田中直毅「先送り政治の罪」『朝日新聞』（平24.6.9）
- ¹⁵ 第三分野の保険とは、医療保険、介護保険、がん保険などの、人が疾病や傷害の治療を受けたことやそれらを原因とする人の状態などを事由として保険金を支払う保険のことをいう。生命保険会社、損害保険会社の双方が扱うことができる。これに対し、第一分野の保険とは、年金保険や死亡保険など人の生存又は死亡に関して保険金を支払う保険であり、生命保険会社が扱う。第二分野の保険とは、火災保険や自動車保険など偶然事故により生じる損害を填補するための保険であり、損害保険会社が扱う。（金融庁ホームページの「保険会社に関する質問」）
- ¹⁶ 「株式会社かんぽ生命保険と日本生命保険相互会社との業務提携に関する合意について」（株式会社かんぽ生命保険ホームページ）（2008.2.22）
- ¹⁷ 『朝日新聞』（平24.5.9）等
- ¹⁸ 『日本経済新聞』（平25.8.16）
- ¹⁹ 『朝日新聞』（平25.7.27）。なお、下地幹郎『サトウキビ畑から来た大臣 郵政と沖縄をめぐる連立政権の三年三ヵ月』（日本評論社 2014.10）232頁以下によれば、この提携は、下地郵政民営化担当大臣（当時）の発案によるという。
- ²⁰ 拙稿「郵政民営化の検証—そのメリットを中心として—」『立法と調査』第346号（平25.11）表5参照
- ²¹ 旧・郵便事業株式会社については、金融2社とは異なり、売上げの100%近くが課税取引であることから、郵便局株式会社への業務委託手数料に係る消費税のほぼ全額を控除できると日本郵政株式会社は説明している。
- ²² 数値は平成24年度又は同年度末時点
- ²³ 第186回国会参議院総務委員会会議録第18号7頁（平26.5.13）
- ²⁴ 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号25頁（平24.4.24）
- ²⁵ 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号23頁（平24.4.24）
- ²⁶ 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号32頁（平24.4.24）
- ²⁷ 同法案に対する衆議院郵政改革に関する特別委員会の附帯決議には、株式処分に関する項目はない。
- ²⁸ 福島徳「株式上場に向けた矛盾解消は政治の責任で」『通信「耀」』（2014.8）27頁
- ²⁹ 『日本経済新聞』（平26.12.23）等
- ³⁰ 株式会社みずほ銀行は前身の一つである旧・株式会社日本勧業銀行が当せん金付き証券（いわゆる宝くじ）業務を扱っていた関係で各都道府県に支店を設置している。
- ³¹ 第187回国会参議院総務委員会会議録第2号2頁（平26.10.16）
- ³² 一定の条件を具備する定期刊行物（郵便法第22条）
- ³³ 通信教育用教材、点字、盲人用録音物等、植物種子等、学術刊行物（郵便法第27条）。このうち、点字、盲人用録音物等は無料である。
- ³⁴ 第186回国会参議院総務委員会会議録第23号2頁（平26.5.29）
- ³⁵ 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第11号36頁（平17.8.1）
- ³⁶ 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号25頁（平24.4.24）
- ³⁷ 第180回国会参議院総務委員会会議録第13号6頁（平24.6.14）
- ³⁸ 第180回国会参議院総務委員会会議録第11号19頁（平24.4.24）
- ³⁹ 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号3頁（平24.4.26）
- ⁴⁰ 簡易生命保険の加入限度額は、15歳以下は700万円、16歳以上は1,000万円である。20歳以上55歳以下の者は加入後4年以上経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できる。
- ⁴¹ 第187回国会参議院総務委員会会議録第3号12頁（平26.11.13）
- ⁴² 第187回国会参議院総務委員会会議録第3号13頁（平26.11.13）
- ⁴³ 竹中平蔵『郵政民営化「小さな政府」への試金石』（PHP研究所 2005.3）90頁
- ⁴⁴ 本稿は平成26年12月24日に脱稿したものである。